

現在ご契約の保障内容をご確認ください。

新がん保険

新がん保険

■新がん保険(A型)

特約：——

特則：——

保険期間：終身

保険料払込期間

終身払

仕組図(保障内容)

	〈新がん保険〉1口の場合 保障が始まる日以降に診断確定されたがん(悪性新生物)の保障		対象	
	ご本人	家族契約のご家族・子供特約のお子さま	がん	上皮内新生物
入院したとき 入院給付金	入院1日につき		○	—
	1.5万円	1万円		
20日以上継続入院後 退院し在宅療養したとき 在宅療養給付金	1退院につき(退院時に)		○	—
	20万円	15万円		
がんで死亡したとき 死亡保険金	150万円 (満65歳以降75万円)	100万円 (満65歳以降50万円)	○	—
	満65歳以降の場合半額			
がん以外で死亡したとき 死亡払戻金(*)	15万円 (満65歳以降7.5万円)	10万円 (満65歳以降5万円)	—	○
	満65歳以降の場合半額			

一生涯保障

特長

- 「入院給付金」は入院日数や入退院の回数に制限なくお支払いします。また、「在宅療養給付金」も回数に制限なくそのつどお支払いします。
- 「解約払戻金」「死亡払戻金」(がん以外での死亡)があります。

契約種類

個人契約 ご本人 または

ご本人 + お子さま

家族契約 ご本人 + 配偶者さま + お子さま

(夫)

(妻)

- ・家族契約の主たる被保険者(ご本人)は「夫」になります。
- ・家族契約の「配偶者さま」「お子さま」とは、主たる被保険者と同一戸籍上の「配偶者」「子」であることが必要です。
- ・「お子さま」は満23歳未満が保障の対象です。契約後に生まれた「子」も保障の対象となります。
- ・女性を主たる被保険者とする個人契約を、契約日から2年を経過した後に家族契約に変更することができます。

- (*)個人契約では契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合。
- (*)家族契約では責任開始日以後に夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の人が、契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡した場合。
- (*)お子さまには死亡払戻金はありません。

- 上記保障内容は商品の概略となります。
- 現在ご契約の保障内容や給付金などの支払事由については、お手元の「ご契約のしおり・約款」または「保険証券」「裏書きのお知らせ(承認通知書)」などをご確認ください。
- この商品の新規契約のお取扱いはありません。

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**